

## 2018シーズン水戸ホーリーホック主管試合における飲食売店出店規約

水戸ホーリーホック（以下「クラブ」という。）主管試合において、飲食売店を出店するにあたり、以下の規約を遵守していただきます。

### 1. 出店の申請

出店を希望される方はクラブに以下3点の書類を提出し、事前登録を行ってください。

出店を希望する方が、クラブが用意する出店スペースの数を上回る場合は、出店場所を変更、または抽選を実施し出店者を制限させていただく場合があります。

(1) クラブ指定の「出店規約」（本紙を提出し、必ず複写を保管してください）

(2) 開催場所毎の管轄保健所に許可申請し、交付を受けた「食品営業許可証」の写し  
※Ksスタ開催の場合「〒310-0914水戸市小吹町2058-1ケーズデンキスタジアム水戸」

(3) 移動販売や露店販売が補償に含まれる、生産物賠償責任保険（PL法や食品営業賠償共済など）に加入していることを証明できるもの（証書のコピーや領収書）。

### 2. 出店対象試合

クラブ主管試合の明治安田生命J2リーグ公式戦

※プレシーズンマッチ、天皇杯、プレーオフなどのリーグ戦以外の試合はクラブ主管の試合ではありません。

### 3. 出店場所

クラブが指定する場所。

※出店希望多数の場合や、イベントなどの都合により、出店場所を変更することがありますので予めご了承ください。

### 4. 出店に伴う規則

出店場所抽選について

- ・クラブ指定の時刻（原則開門3時間前）に出店場所を決める抽選を実施します。時間厳守のうえ、必ず参加してください。

出店の準備について

- ・出店準備は「抽選終了後から」とします。
- ・競技場への車両進入は試合当日「開門2時間前まで」とします。必ずクラブ公式webサイト等で開門時刻を確認してください。
- ・車両はクラブが指定した場所以外に駐車しないでください。

出店について

- ・出店中は管轄保健所から交付された「食品営業許可証」を必ず見える場所に掲出してください。
- ・電源を含む、出店に必要な機材の一切は出店者で準備してください。ただし、出店用テントはクラブが準備します。

- ・ 出店場所には、必ずゴミ箱を設置してください。
- ・ うどん、ラーメンおよびスープ類などの汁物、水分の多い商品を提供する場合、店舗前に必ず汁と残飯を分別できるザル付きのゴミ箱を設置してください。
- ・ 消防本部からの指示により、出店の際は必ずテントの右後方に10型以上の消火器を設置してください。

#### 出店スペースについて

- ・ テント出店 テント内
- ・ 移動販売車 車両内（なお、車両前には商品、金銭の授受、セルフトッピング用の机を設置することは可能といたします。）
- ・ 移動販売車の前に設置した机がお客様動線を妨げてしまう場合など、机の移動・撤去をお願いする場合がありますので、その際はクラブスタッフの指示に従ってください。
- ・ 出店場所は汚れ防止のため必ず養生してください。

#### ドリンクについて

- ・ クラブスポンサーへの配慮のため、ソフトドリンクはコカ・コーラ社製品、アルコールは麒麟ビール社製品と限定させていただきます。
- ・ ソフトドリンクはコカ・コーラ社製18オンス紙コップを使用のうえ200円/杯、もしくは500mlペットボトル製品を150円/本で販売してください。生ビールは麒麟ビール社製「紙コップ415」を使用のうえ500円/杯（税込）で販売してください。ビン・缶製品は移し替えのうえ400円/本（税込）で販売してください。
- ・ 上記以外のドリンクの販売を希望する場合は、事前にクラブまでご連絡をお願いいたします。ご連絡がないドリンクについては、販売できませんのでご注意願います。

#### 撤収について

- ・ 撤収のための競技場への車両進入は「試合終了後30分以降」としてください。ただし、クラブ管理下にある警備員の誘導を最優先とします。
- ・ 出店により出たゴミはすべて持ち帰ってください。クラブ指定のゴミ集積所には捨てないでください。

#### 原状回復について

- ・ 競技場使用は「原状復帰」を前提とします。
- ・ 競技場の判断により、清掃・補修業者などが入った場合、該当出店者へ実費請求させていただきます。
- ・ テントや横幕等の備品に破損・コゲがあった場合、該当出店者へ実費請求させていただきます。

#### その他

- ・ 安全管理は各店舗で責任をもって行ってください。火器の取扱いや衛生面も含め、事故が発生した場合、クラブでは一切の責任を負いかねます。

## 5. 出店料

1日あたりの出店料について、以下の通りといたします。

### ・水戸電力グルメ広場出店（テント）

入場者数3000人以下…12,000円

入場者数3,001人～5,000人 …17,000円

入場者数5,001人～10,000人…22,000円

入場者数10,000人以上…35,000円

### ・移動販売車両出店

入場者数3000人以下…7,000円

入場者数3,001人～5,000人…12,000円

入場者数5,001人～10,000人…17,000円

入場者数10,000人以上…30,000円

※試合日から2営業日前以降の出店キャンセルは来場者数に応じた出店料を100%請求させていただきます。

## 6. 反社会的勢力の排除

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）から直接・間接を問わず、且つ名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金上の関係の構築を行っていない。また、今後も行わない

(2) 反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、且つ名目の如何を問わず、資金提供を行わない、および今後も行わない。

(3) 反社会的勢力に属する者、およびそれらと親しい間柄の者を、自己の役員もしくは従業員として選任、もしくは雇用しない、および今後選任、もしくは雇用しない。

(4) 反社会的勢力が、直接・間接を問わず、自己の経営に関与しない、また、今後とも関与しない。

以上の表明、確約に反するとクラブが判断した場合、クラブはただちに出店登録を抹消、または出店を禁止する権限をもつものとします。

## 7. 売り上げの補償

クラブは来場者の皆様へのサービスとして飲食エリアを提供しております。そのため、天候による売り上げの減少や、天変地異によりクラブ主管試合が中止、または順延した場合を含め、クラブは出店者の売り上げについて補償は行いませんので予めご了承ください。また、クラブ主導によりご当地グルメなどが予告なくスポット出店する場合があります。その場合であっても売り上げの補償や出店料の減免等を行いません。

## 8. 協議事項

この規約の中にない事項及び本規約の内容に疑義が生じた場合は、協議の上決定いたします。

以上の規約を遵守していただかず、クラブから2度の「嚴重注意」を受けた場合、または、クラブの指示に従っていただけない場合は、いかなる理由に関わらず出店登録を抹消させていただきます。

また、本規約内容に従っていただかず、クラブ、もしくはクラブスポンサーに損害を与えた場合は損害賠償を請求させていただきます。

「2018シーズン水戸ホーリーホック主管試合における飲食売店出店規約」内容を通読し、内容について了承のうえ出店を希望します。

○御社名： \_\_\_\_\_ ㊞

※社判

○出店舗名： \_\_\_\_\_

※マッチデープログラム等に記載する店舗名です。

○代表者署名： \_\_\_\_\_ ㊞

※個人印

住所：〒 \_\_\_\_\_ (事務所・自宅・店舗・その他)

\_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ (事務所・自宅・店舗・その他)

FAX： \_\_\_\_\_ (事務所・自宅・店舗・その他)

担当者携帯電話番号（主連絡先）

氏名： \_\_\_\_\_ TEL： \_\_\_\_\_

準担当者携帯電話番号（必須、上記同一は不可）

氏名： \_\_\_\_\_ TEL： \_\_\_\_\_

出店情報連絡用 e-mail アドレス（ハイフン、アンダーバー、カンマはわかりやすく）

\_\_\_\_\_

## 付記

管轄保健所のご案内

・ケーズデンキスタジアム水戸…茨城県水戸保健所（TEL：029-241-0100 茨城県水戸市笠原町993-2）